

介護保険住宅改修の手引き

桑名市役所 保健福祉部 介護高齢課

令和6年 4月

目 次

1. 介護保険制度における住宅改修費支給制度について	1
2. 対象要件	5
3. 利用限度額	6
4. 支払方法	7
5. 支給申請手続き	7
6. 桑名市介護保険住宅改修に関する Q&A	9
7. 住宅改修事前申請受付内容確認表	22

1. 介護保険制度における住宅改修費支給制度について

住宅改修費支給制度は、要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ)を受けている人が、住みなれた自宅で自立した生活を続けるために必要な住宅改修にかかる費用の一部を支給する制度です。手すりの取付けや床の段差解消等、**資産形成につながらない比較的小規模なものが対象**となります。

住宅改修は、被保険者(利用者)の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案することが必要です。本人・家族・介護者にとって効率的で、かつ適正な改修となるように、改修前には必ずケアマネジャー(介護支援専門員)に御相談ください。

なお、保険給付を受けるためには、必ず担当ケアマネジャー等より改修箇所の「事前申請」をする必要があります。

【給付の対象となる住宅改修工事の種類】

(1)手すりの取付け

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移乗動作を目的として手すりを設置する工事で、手すりを取付ける際の壁の下地補強も対象となります。

手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。

保険給付対象工事(例)

- 家屋内の手すり
(居室・トイレ・浴室・玄関等)
- 敷地内の手すり
(玄関ポーチ・門扉までの通路等)
- 手すりの付け替え・移設
(単なる老朽化による取替えは不可)

保険給付対象外工事(例)

- ×集合住宅などの共用部分の手すり
(所有者や関係者の同意があれば可)
- ×敷地外の手すり
- ×転落防止のための柵
- ×取付工事を伴わない手すり
- ×取付後に脱着ができる手すり

(2)段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するために、敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室の床のかさ上げするなどの工事が対象です。

浴室の段差解消に伴う給排水設備工事も対象となります。

保険給付対象工事（例）

- 各居室の敷居を低くする工事
- スロープ・踏み台などを固定設置する工事
- 浴室の洗い場やトイレの床のかさ上げ工事
- 浴槽をまたぎやすい低いものに取り替える工事
- 敷石をコンクリートスロープにする工事
- 居室・廊下の段差をなくす工事
- 階段の勾配を緩やかにする工事
- 傾斜の解消
- 転落防止柵の設置
(スロープ設置に伴う場合に限る)

保険給付対象外工事（例）

- ×床下収納スペースを埋める工事
- ×スロープや踏み台を固定せずにおくだけの工事
(福祉用具貸与の対象)
- ×浴室用すのこを置くことによる段差の解消
(福祉用具購入費の対象)
- ×昇降機・リフト・段差解消機などを設置する工事
- ×転落防止柵の単独工事
- ×縁台・バルコニーの新設等

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材やビニール系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更を行う工事です。

※被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して真に必要と認めるに足る理由があり、**桑名市が認めた場合**には、畳敷から畳敷(転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。)への変更や板製床材等から畳敷への変更についても保険給付の対象とする。ただし、床材を変更したことにより新たに段差が生じる場合は保険給付の対象外とする。また、事前申請の際には、使用する畳床が JIS 規格を満たしていることがわかる商品カタログや仕様書等を添付すること。

保険給付対象工事（例）

- 畳から板製床材・ビニール系床材などへの変更
 - 浴室の床材を滑りにくい床材へ変更
 - 屋外の通路を滑りにくい舗装材(滑り止めテープ・マットや滑り止め塗料も含む)に変更
 - 階段や廊下に滑り止めテープや滑り止めマットを貼り付けて固定する工事(介護保険対象として認められている商品に限る)
- ※必ずカタログの写しを添付してください。

保険給付対象外工事（例）

- ×老朽化による床材の張替え
- ×滑り止めマットを置くだけ
- ×滑りやすい床材への変更
- ×滑り止めマットや塗料を施工することで床材の変更とした場合、保険給付は1回のみとし、2回目以降は給付の対象外とする。

(4)引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

保険給付対象工事（例）

- 開き戸から引き戸・折戸・吊り戸・アコーディオンカーテンなどへの取替え
 - 重い引き戸から軽い引き戸への取替え
 - 扉の位置の移動
 - 門扉の取替え
 - ドアノブの変更
 - 戸車の変更
 - 扉の新設
- （扉の位置の移動に比べ、低廉に抑えられる場合に限る。見積もりを2通作成するなどして証明が必要）

保険給付対象外工事（例）

- ×自動ドアに取り替えた場合の動力部分相当の費用
- ×雨戸の取替え
- ×老朽化による扉の取替え
- ×引き戸のガラス部分のみをアクリル等の軽い素材に交換する（扉全体を交換していないので給付の対象外とする）

(5)洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える改修工事。もしくは、洋式便器の向きを変える等の改修をすることでトイレ利用時の負担を軽減することを目的とする改修工事。

保険給付対象工事（例）

- 和式便器から洋式便器への取替え
- 洋式便器の向きを変える工事
- 和式便器に上置型便座の取り付け
- 洋式便器の高さ変更に伴う便器の取替え。ただし、腰掛便座（福祉用具用購入費対象）では便器の高さが被保険者にとって使いにくい場合に限る。

保険給付対象外工事（例）

- ×洋式便器から洋式便器への単純な取替え
- ×既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置。
- ×既設の洋式便座を、暖房便座や洗浄機能付き便座に取り替える工事
- ×非水洗和式便器から水洗式洋式便器、または簡易式洋式便器に取り替えた場合における、水洗化もしくは簡易水洗化に要する工事費用は対象外。

6)その他 1)から 5)の住宅改修に付帯して必要となる工事

※一緒に行った工事でも、付帯工事として認められない場合があります。

想定される付帯工事

- | | |
|---------|--|
| ○手すりの取付 | 手すりの取付けのための壁の下地補強 |
| ○段差の解消 | 段差解消に伴う改修設備工事
敷居撤去に伴う扉等継ぎ足し工事
スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 |
| ○床材の変更 | 変更床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備 |
| ○扉の取替え | 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
(※柱や壁を撤去することで床面積の増減を伴う改修は給付の対象外とする。) |
| ○便器の取替え | 便器の取替えに伴う給排水設備工事(トイレ室内のみ)
便器の取替え、便器の向きの変更に伴う床材の変更
(※水洗化にする場合の工事、電気配線工事等は含まない。) |

《留意点》

❖住宅改修業者について❖

住宅改修業者に三重県や桑名市の指定はありません。担当ケアマネジャー等と相談し、改修内容を決めたのち、複数の業者(工務店やリフォーム会社等)に見積もりを依頼し、比較検討したうえで業者を選ぶようにしてください。

❖施行後のトラブルについて❖

施行後のトラブルについては、被保険者もしくは家族が業者と交渉することになるため、アフターサービスについても確認しておく必要があります。

❖ユニットバス工事の按分について❖

介護保険の住宅改修で対象となるのは、床(滑りにくい床材への変更が目的)・浴槽(浅型浴槽への変更が目的)・扉の部分のみとなり、全体工事にかかる費用を「保険適用分」と「適用外分」に按分し、算出することになります。

❖その他❖

住宅改修費の支給は、工事を伴うものが対象となりますので、用具を置いただけの場合は支給の対象となりません。

2. 対象要件

桑名市の被保険者であり、以下の対象要件を全て満たし、心身の状態や住宅の状況等を勘案したうえで、被保険者にとって住環境が改善される住宅改修であって、その効果が十分に期待できるものが保険給付の対象となります。

また、事前申請の手続きをせずに着工した場合は、支給対象になりませんので、注意してください。

- (1) 要介護認定を受けており、工事の着工日と完了日が共に認定有効期間内であること。
- (2) 介護保険被保険者証に記載されている住所地の改修で、実際に居住している住宅であること。
- (3) 本人が在宅であること(入院・入所・外泊は原則不可)。
- (4) 改修内容が介護保険制度の給付対象であり、事前申請の書類にその必要性について記載されていること。
- (5) 住宅改修の着工前に事前申請して、桑名市に事前承認されていること。

《留意点》

❖介護認定中または入院中や施設入所中の人について❖

介護認定申請中または入院中や施設入所中の人、事前申請による事前承認後の工事着工は可能ですが、支給申請は認定結果が出てから、または退院・退所した後になります。(一時帰宅中の支給申請は認められません。)そのため、認定結果が「非該当」の場合や退院、退所できない場合は、住宅改修費の支給を受けることはできなくなります。

❖一時的に身を寄せている住宅の改修について❖

介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が支給対象となります。そのため、介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は、支給対象になりません。

❖新築や増築の住宅改修について❖

住宅の新築や増築(新たに居室を設ける等)、または改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は、支給対象になりません。

❖ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について❖

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者毎に支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所等が重複しないように申請してください。

❖支給対象の工事内容について❖

支給の対象となる工事内容であるかどうかは、保険者である桑名市が決定します。同じ工事内容でも保険者が変わると若干判断が異なる場合があります。(他市では対象となった工事でも対象外となることやその逆もありえます。)

3. 利用限度額

要介護・要支援度にかかわらず、要介護（支援）者一人当たり20万円までで、利用者の負担割合（1割～3割）に応じて、介護保険から支給される額の上限は変わります。

また、その限度額の範囲内であれば、何回かに分けて利用することができます。

(※ただし、介護保険料に滞納がある場合は、自己負担額が3割もしくは4割になる可能性があります。)

《留意点》

❖20万円を超える工事を行った場合❖

20万円を超えた費用については、全額自己負担となります。ただし、下記の場合は例外として、再度20万円を上限として改修費の利用ができます。この場合、以前の支給可能残額は加算されません。

❖上限額利用後、再度、住宅改修が利用できる場合❖

- 転居して住所が変わったとき（転居リセット）
- 要介護状態が著しく重くなった場合（3段階アップ）

初めて住宅改修を行った日の「要介護等状態区分」を基準として、その段階が3段階以上上がった場合

(※この取扱は、同一住宅、同一被保険者に対して1回とする)

初めて住宅改修を行った日の 要介護等状態区分 【基準日：着工日】		リセットになる要介護等状態区分 (3段階アップ) 【基準日：着工日】
要介護2	→	要介護5
要介護1または要支援2	→	要介護4・5
要支援1	→	要介護3～5

4. 支払方法

支払方法は、「償還払い方式」と「受領委任払い方式」があります。

「償還払い方式」とは、利用者（被保険者）がいったん、改修費用全額を施工業者に支払い、保険給付対象部分の9割（利用者負担割合によっては8割もしくは7割）の金額が後日、桑名市から被保険者へ給付される支払方式です。

一方、「受領委任払い方式」とは、被保険者の一時的な経済的負担を軽減するため、令和6年度より新たに取り入れる支払方式で、被保険者の委任に基づき、被保険者が自己負担分（利用者負担割合の1割～3割と支給限度基準額（20万円）を超える場合はその分）のみ施工業者に支払い、桑名市から施工業者に保険給付分（9割～7割）を支払う方式をいいます。

被保険者は、住宅改修工事を行う際、担当の介護支援専門員と相談し、そのどちらかを選択したうえで工事申請を行ってください。ただし、新規申請中の方等、「受領委任払い方式」の対象外となる被保険者も設けていますのでご注意ください。

5. 支給申請手続き

償還払い方式 (市は被保険者へ保険給付分を支払う)	受領委任払い方式 (市は施工業者へ保険給付分を支払う)
<p>1. 介護支援専門員等が作成する桑名市所定の申請書一式を介護支援専門員が介護高齢課へ提出する。</p> <p>(書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書 ② 住宅改修が必要な理由書 (P.1・P.2) ③ 工事費の見積書 ④ 平面図 ⑤ 改修予定箇所の写真 ⑥ 住宅改修事前申請受付内容確認表 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>2. 市が受付処理を行い、⑥住宅改修事前申請受付内容確認表を返却（承認）します。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>3. 住宅改修工事の着工</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>4. 住宅改修工事の完成</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>1. 介護支援専門員等が作成する桑名市所定の申請書一式を介護支援専門員が介護高齢課へ提出する。</p> <p>(書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書兼承諾書(受領委任払専用) ② 介護保険居宅介護（予防）受領委任払いに係る誓約書 ③ 住宅改修が必要な理由書 (P.1・P.2) ④ 工事費の見積書 ⑤ 平面図 ⑥ 改修予定箇所の写真 ⑦ 住宅改修事前申請受付内容確認表 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>2. 市が受付処理を行い、⑥住宅改修事前申請受付内容確認表を返却（承認）します。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>3. 住宅改修工事の着工</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>4. 住宅改修工事の完成</p> <p style="text-align: center;">↓</p>

<p>5. 被保険者は、施工業者へ工事費の全額を支払う</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>6. 支払を受けた施工業者は、被保険者へ領収書を交付する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>7. 介護支援専門員は、介護高齢課へ完成書類一式を提出する。 (書類)</p> <p>① 2.で承認を受けた「住宅改修事前申請受付内確認表」</p> <p>② 改修完成後の写真</p> <p>③ 請求書</p> <p>④ 6.の領収書</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>8. 桑名市は支給決定後、被保険者に支給決定通知を行い、被保険者が指定する口座へ支給額を振り込みます。</p>	<p>5. 被保険者は、施工業者へ自己負担分（利用者負担の1割～3割及び支給限度額を超える分）を支払う</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>6. 支払を受けた施工業者は、被保険者へ領収書を交付する。 ※交付する領収書には、但し書に全体工事費総額を記入すること</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>7. 介護支援専門員は、介護高齢課へ完成書類一式を提出する。 (書類)</p> <p>① 2.で承認を受けた「住宅改修事前申請受付内確認表」</p> <p>② 改修完成後の写真</p> <p>③ 介護保険給付費請求書兼委任状（受領委任払専用）</p> <p>④ 7.の領収書</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>8. 桑名市は支給決定後、被保険者に支給決定通知を行い、登録事業者が指定する口座へ支給額を振り込みます。 ※宛先が被保険者で振込先が登録事業者となっている決定通知書のため、被保険者が誤解を受ける可能性があります、「受領委任払い方式」を選択した方は、市からの振込はありません。</p>
---	---

◎見積書に関して、見積書には「介護保険住宅改修工事」とその工事内容や被保険者名、被保険者住所を記載の上、各改修工事箇所（内容）にかかる必要経費毎に記載してください。（数量等に「一式」と記載のあるものは不可）

◎領収書に関して、「償還払い方式」の場合は、改修費用総額を徴収し、但し書に「介護保険住宅改修工事」とその改修工事内容を記載してください。

「受領委任払い方式」の場合は、被保険者の利用者負担分（1割～3割及び支給限度額を超える分で1円未満切り上げ）を徴収し、但し書に「介護保険住宅改修工事 改修工事費用総額△△△円のうちの自己負担相当分」とその改修工事内容を記載してください。

◎工事写真について、住宅改修事前申請受付内確認表の裏面を参照し、作成してください。

6. 桑名市介護保険住宅改修に関するQ & A

分類	質問	回答
1.全体	Q1:今使っている手すりが使いづらくなりました。付け替えたいのですが、保険給付を受けることができますか？	心身状況の悪化等に伴い、現在の手すりの利用が困難となったため、手すり棒の形状や位置等の変更をする場合は対象となりますが、単なる老朽化が理由の場合は対象となりません。
	Q2:住宅改修完了前に要介護者本人が死亡した場合、住宅改修費の給付を受けられますか？	工事が完成した箇所については給付が受けられます。未完成の箇所については給付を受けられません。なお、入院中に退院を見込んで住宅改修を行い、退院せず死亡した場合は、完成箇所の有無に関わらず給付を受けることができません。
	Q3:住宅改修申請の時効は、2年となっていますが、起算日はいつですか？	支払日の翌日が時効の起算日となります。 例) 令和2年4月に改修した代金の完済日が6月25日の場合 令和2年6月26日が時効の起算日 令和4年6月25日で消滅時効が成立【2年経過】
	Q4:在宅要介護者が工事着工後に入院した場合、住宅改修費を支給できますか？	在宅でサービスを受給し、住宅改修に着工した要介護者が、着工後に容体の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合には、要介護者が入院するまでに工事が完成した部分で、実際に要介護者が利用した改修箇所までが給付対象となります。(改修が済んでいても利用していない場合は給付の対象外となります。)
	Q5:家族等が自ら行う住宅改修は支給対象となりますか？	被保険者本人が自分で材料を購入し、本人又は家族等によって住宅改修を行った場合は、材料費のみが支給対象となります。この場合も業者による住宅改修と同様に申請書類が必要です。材料費の「見積書」は、材料の販売者が作成したものとしてください。支給申請(事後申請)時必要な「領収書」は、被保険者名義で、材料の販売者が発行したものになります。「工事費内訳書」は、使用した材料の内訳を本人又は家族等が作成します。
	Q6:住宅の所有者が亡くなっている家屋を改修する場合の住宅改修承諾書はどのようにすればよいですか？	改修する家屋が賃貸ではなく、実質的な所有者が要介護者本人であることが確認できる場合は、提出を省略できます。 (※他に、所有者が世帯主や同居の世帯員の場合も承諾書は省略可能としますが、同居していない場合は承諾をもらってください。)

	<p>Q7: 賃貸住宅の廊下などの共用部分は給付の対象となりますか？ また、その際の所有者の承諾はどうなりますか？</p>	<p>賃貸アパートの等の集合住宅の場合、一般的に要介護者専用の居室内に限られるものと考えられますが、洗面所やトイレが共用になっている場合など当該要介護者の通常の生活領域と認められる特別な事情により、共用部分について改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、給付の対象です。その際、所有者に承諾書の記入を依頼してください。</p>
	<p>Q8: 要介護者が一時的に子の住宅に身を寄せていて、この住宅を改修しようとする場合は給付の対象となりますか？</p>	<p>介護保険の住宅改修は、介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅を改修した場合のみが対象となるので、一時的に居住するための住宅改修は給付の対象となりません。</p>
	<p>Q9: 事前申請後、支給申請までの間に、変更、追加の工事が発生した場合はどうしたらいいですか？</p>	<p>何らかの事情で住宅改修の計画を縮小変更する場合には、事前申請の理由書、見積書、図面等を修正する必要がありますので、必ずケアマネジャーを通して市に連絡してください。また、追加の工事が発生した場合は、基本的に別の工事として取り扱いますので、新たに新規申請をお願いします。</p>
	<p>Q10: 施設入所している要介護者が月に数回帰宅する住宅を改修する場合は給付の対象となりますか？</p>	<p>施設入所者の生活の拠点は施設です。 介護保険の住宅改修は在宅サービスであるため、施設を退所するのではなく一時的な帰宅や外泊の場合は給付の対象とはなりません。 (※入院中の者の場合も同様)</p>
	<p>Q11: 3段階アップ(リセット)について、初回申請時から介護度が軽くなった場合はどうなるのか？</p>	<p>3段階アップ(リセット)は、状態が「悪くなった場合」のみに適用となるため、状態が3段階以上「良くなった場合」は3段階アップ(リセット)の対象外です。</p>
<p>2. 申請</p>	<p>Q1: 住宅改修の理由書は、誰が作成しなければいけませんか？</p>	<p>基本的には被保険者の居宅サービス計画または介護予防サービス計画を作成する居宅介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員です。 また、その際の理由書の作成費については、居宅介護支援事業の一環であり、別途費用徴収できないこととされています。 ただし、介護サービスの利用が住宅改修のみの場合で特にサービス計画の作成の必要がない要介護(要支援)者の住宅改修については、桑名市に申し出ることによって、支援業務助成金として、1件につき2,000円が市より支払われます。(R6年4月現在)</p>

<p>Q2:申請に添付する領収書は、写しでもいいですか？</p>	<p>原則、提出は領収書の原本を添付してもらいますが、何らかの事情により、領収書の原本が提出できない場合は写しでも差し支えないが、申請時にその場で領収書の原本を提示してもらうことにより原本の写しと相違ないことを確認します。</p>
<p>Q3:申請書に添付する改修前後の写真には必ず日付は必要ですか？</p>	<p>申請の際提出する改修前後の写真は、黒板や紙等に</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事名称を「介護保険住宅改修工事」とし被保険者名を明記する ② 改修箇所名称（例 浴室手すり等） ③ 撮影日 <p>を明記し、改修箇所全体がよくわかるように撮影し、段差部分等もメジャーをあててわかりやすく撮影してください。撮影した写真自体に①～③の記載がない場合、申請の際に再提出を求める場合があります。提出された写真の撮影日が明瞭でない場合、取り直しを依頼することもあります。（※写真の現像代等は給付の対象外）</p>
<p>Q4:介護の認定申請中に住宅改修はできますか？</p>	<p>要介護認定の申請中であっても、住宅改修の事前申請を行うことはできます。ただし、認定結果が「自立（非該当）」となった場合は、介護保険の給付対象とはなりません。改修費用は全額自己負担となります。</p>
<p>Q5:新築や増築での住宅改修は給付の対象となりますか？</p>	<p>住宅の新築や増築（新たに居室を設けるなど）は改修の対象とはなりません。</p> <p>また、改修理由が家屋の老朽化によるものや器具等の故障・破損等の場合も給付の対象とはなりません。</p> <p>ただし、新築や増築の竣工日以降に行う住宅改修は給付の対象となります。</p>
<p>Q6:他市町村からの転入前にあらかじめ住宅改修をしたいが給付の対象となりますか？</p>	<p>事前に転入予定の地域包括支援センターまたは介護サービスを利用予定の居宅介護支援事業所を通じて市にご相談ください。ただし、支給申請は転入後に行うこととなりますので、転居しなかった場合や、転居前に支払いを済ませてしまった場合は給付の対象とはなりません。</p>
<p>Q7:一つの住宅に複数の被保険者がいる家屋を改修する場合、支給限度額は40万円になりますか？</p>	<p>住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行うため、2人合わせて40万円という考えはとりません。</p> <p>一つの住宅で同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われる場合は、当該住宅改修のうち各被保険者に優位な範囲を特定し、その範囲が重複しないように、各被保険者ごとに申請を行うこととなります。したがって、共用の居室の場合は、いずれか一方のみが支給申請をすることとなります。</p>

	Q8:賃貸住宅の場合、退去時に原状回復のための費用は給付の対象となりますか？	給付の対象とはなりません。
3. 手すりの設置	Q1:今使っている手すりが使いづらくなりました。付け替えたいのですが、保険給付を受けることができますか？	心身状況の悪化に伴い、現在の手すりの利用が困難となったため、手すり棒の形状や位置等の変更をする場合は対象となりますが、単なる老朽化が理由の場合は、対象とはなりません。
	Q2:本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置の移設が必要となった場合は、支給対象となりますか？	移設費用は支給対象となります。
	Q3:手すりの取り付けの際にねじを使用せず、固定剤(エポキシ剤)による取り付けを行った場合、住宅改修の対象となりますか？	住宅改修の対象となります。
	Q4:ペーパーホルダーと一体となった手すりは、住宅改修の対象となりますか？	手すり部分のみ住宅改修の対象となります。
	Q5:玄関にある下駄箱に手すりを設置したいが給付の対象となりますか？	対象となるのは、家屋に設置する手すりのため、下駄箱やタンス等の移動できる家具や作り付け家具の扉部分に設置する場合は対象外です。 (※手すりを取り付けるために新たに作る柱や壁は付帯工事として認められません。)
	Q6:手すりには、円柱形などの握る手すりの他、上部平坦型(柵上のもの)や跳ね上げ式の手すりは給付の対象となりますか？	要介護者の心身の状況や取り付け位置の環境条件により給付の対象となります。
	Q7:玄関から道路までの手すりの設置は給付の対象となりますか？	屋外の改修も、敷地内であれば給付の対象となります。
	Q8:手すりの取り付けの下地補強の際、張替の必要になったクロス費用は給付の対象となりますか？	補強した部分のみのクロスに係る費用は対象としても差し支えないと考えますが、下地補強に伴って壁全体のクロスを張り替えたのであるならば、クロス費用は給付の対象とはなりません。
	Q9:洋式便座の周囲に置いて使用するフレーム(手すり)を床に固定することで手すりの設置工事とみなすことはできるか？	本製品は、ネジ1本での固定のため、長期間の使用における安全性や耐久性、また、容易に取り外しができてしまう点から保険給付の対象外とし、本製品を貸与品として使用したのち、真にトイレに手すりが必要であると認められる手すり工事を保険給付の対象とする。

4. 段差解消	Q1:床段差を解消するため、浴室にすのこを製作し設置する場合は、住宅改修費の給付対象となりますか？	入浴補助用具として福祉用具購入費の給付対象となります。その場合は、特定福祉用具販売の指定を受けている事業所に相談してください。
	Q2:玄関等の上がり框の段差解消のため、踏み台(式台)を設置する工事は、住宅改修費の給付対象となりますか？	固定されている場合は対象となります。ただし、必要箇所を固定した後、がたつきがないか、容易に取り外しが出来ないか等の確認をしっかりと行い、留め具の箇所の拡大写真を完成時に添付してください。
	Q3:玄関から道路までの通路の段差を解消するため、スロープを設置する工事は対象となりますか？	屋外の改修であっても、段差の解消として住宅改修の対象となりますが、スロープの設置箇所が自宅敷地内であり、かつ、幅員は 1.2m 以内に限りです。
	Q4:浴槽のまたぎを容易にするため、洗い場の床はそのままで浴槽を下げる工事や、縁の高さの低い浴槽に取り替える工事は、住宅改修費の給付対象となりますか？	浴槽台(福祉用具購入費)の利用だけでは段差が解消されず、浴槽自体の高低差を適切なものとするのであれば、段差解消にあたり、対象となります。ただし、その際は、 立面図等及びスケールをあてた写真で高さの変更状況を示す必要があります。
	Q5:昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修費の給付対象となりますか？	住宅改修費の支給対象にはなりません。なお、リフトについては、種類により福祉用具貸与の支給対象となる場合があります。
	Q6:玄関ではなく掃き出し窓にスロープを設置して、居室から屋外へでるための段差解消を行う場合、給付の対象となりますか？	玄関からの出入りが困難な理由があり、移動経路を玄関から掃き出しへ移す手段をして段差解消を行うのであれば、給付の対象となります。
	Q7:玄関の段差解消を行うため、スロープを設置する際に床を解体する必要がある場合、その床の解体費は段差解消に必要な費用として給付の対象となりますか？	段差解消工事に付帯する工事と考えられ、給付の対象となります。
	Q8:ユニットバスを購入し、設置することにより段差の解消を行う場合、給付の対象となりますか？	身体状況により、次の3つのいずれかを目的としてユニットバスを設置する場合、その目的を果たす部分について按分などにより価格が算出できる場合に、その該当する部分に限り給付の対象となります。 ①脱衣所と浴室の段差解消を目的とする場合。 ②浴室床を滑りにくい床材へ変更を目的とする場合。 ③浴室床と浴槽底の高低差や浴室の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとする場合

	<p>Q9:脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げを行ったが、浴室床があがったために行う次の工事は付帯工事として取り扱うことができるか？</p> <p>①水洗の蛇口の下に洗面器が入らなくなった。この場合の水洗の蛇口の位置の変更</p> <p>②浴室床が上がったために相対的に浴槽の床と高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽かさ上げ工事</p> <p>③上記②の場合、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合、浴槽の改修又は取替えの工事</p>	<p>いずれの場合も給付の対象となります。</p>
	<p>Q10:洗濯物を干すためにベランダへ出入りする必要がある場合に、居室とベランダの段差解消を行ったときは給付の対象となりますか？</p>	<p>生活導線を支援するものであり、給付の対象となりません。</p>
	<p>Q11:洗濯物を干すために庭に降りる際に転倒する可能性があるため、ウッドデッキを作成し居室と外の段差を解消した場合、給付の対象となりますか？</p>	<p>ベランダの増設に該当すると判断し、給付の対象とはなりません。</p>
	<p>Q12:屋外のスロープを木材で作成する場合、給付の対象となりますか？</p>	<p>介護が長時間続くことを考慮し、強度と安全性の観点から、認められません。</p>
5. 扉の取替え	<p>Q1:既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、新しい引き戸に取替える場合は住宅改修費の給付対象となりますか？</p>	<p>対象となります。なお、老朽化が原因で開けにくくなった場合は対象となりません。</p>
	<p>Q2:既存の扉の開閉が容易でない場合、扉そのものを取り替えず、右開きの扉を左開きに変更する工事は住宅改修費の給付対象となりますか？</p>	<p>対象となります。他に、戸車を設置する工事、ドアノブの形状を変更する工事等、心身状況の変化に合わせて扉の性能を変える工事も対象となります</p>

Q3:押入れや物入れなどの扉を交換する工事は、住宅改修費の給付対象となりますか？	人の出入りのための扉の交換以外は、対象となりません。
Q4:要介護者の移動距離を短くして自立を保つために、部屋の壁を壊し、新たに扉を設置する場合、住宅改修の対象となりますか？	既存の扉がないので、支給できません。
Q5:扉そのものは取り替えないが、右開きを左開きに変更する工事は給付の対象となりますか？	扉そのものを取替えない場合であっても、身体の状態に合わせて扉の性能を変えたのであれば給付の対象となります。具体的には、左記のように吊元を変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。
Q6:要介護者は車いすで移動するようになり、トイレの間口が狭く移動が困難なため、間口を広げ扉を取り替えたい。引き戸から引き戸への変更であるが、給付の対象となりますか？	要介護者の身体状況に基づいた理由による住宅改修であるので、給付の対象となります。
Q7:車いすの要介護者が浴室の扉を一人で閉められないために、扉の枠を広げ、位置をずらすことは給付の対象となりますか？また、引き戸から引き戸への変更であった場合でも給付の対象となりますか。	要介護者の身体状況に基づいた理由による住宅改修であるので、給付の対象となります。ただし、身体状況に基づき工事が必要な理由を詳しく記載してください。
Q8:扉の開閉が困難であるため、既存の扉をカーテンに取り替えたいが、給付の対象となるか？また、その際、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても給付の対象となりますか。	要介護者の身体状況とカーテンに交換した場合の状況（居室等のプライバシー、室温、耐久性等）を考慮したうえでの取替えであれば給付の対象となります。また、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても、交換に伴う付帯工事として給付の対象となります。
Q9:門扉の取替えは給付の対象となりますか？	外出の際の導線上にあって、身体的な改善のための理由であるならば、引き戸以外の門扉を引き戸の門扉へ改修する場合は、扉の取替えとして給付の対象となります。
Q10:壁であったところを一部取り払い、扉を新設する工事は給付の対象となりますか？	本来、住宅改修では、「新たに設置するもの」は給付の対象外です。しかし、扉位置の変更等に比べ、引き戸等の新設の費用の方が安価な場合もあるので、その場合に限り、「引き戸等の新設」は「引き戸等への扉の取替え」に含み、給付の対象となります。

		<p>この場合、引き戸等の新設の場合と、扉位置の変更の場合の見積書を提出ください。</p> <p>ただし、対象となるのは「扉の取替え」となっているので、既存の扉を継続して利用する場合は給付の対象となりません。</p>
	<p>Q11:車いすでの移動を容易にするため、既存の扉を撤去したいが、給付の対象となりますか？</p>	<p>撤去のみで新たに扉を設置しない場合は、扉の取替えにあたらなため、給付の対象となりません。</p>
	<p>Q12:扉の取替えの際に不要となった扉等の撤去費用及び処分費用は給付の対象となりますか？</p>	<p>これらの費用は、「引き戸等への扉の取替え」工事を行う際に、付帯する工事であることから、給付の対象となります。</p>
	<p>Q13:開き戸から引き戸への取替えで、引き戸を引く壁面にあるコンセントが引き戸を引く際の支障となる場合、コンセントの移設費は付帯工事として給付の対象となりますか？</p>	<p>コンセントの取り外しと移設費は支給対象となりますが、配線工事は給付の対象となりません。</p>
	<p>Q14:扉の取替えにあわせ、車いすでの移動を円滑にするため、廊下に設置されていた洗面台を別の場所に移動する工事は給付の対象となりますか？</p>	<p>住宅改修の項目にないため、給付の対象となりません。</p>
	<p>Q15:引き戸がガラス戸で重く開け閉めが困難、また、転倒しガラスが割れると危険な為、ガラス戸の一部をアクリル板に取り替える場合、扉の変更となるか？</p>	<p>扉全体を取り替えていないため、保険給付の対象外となります。</p>
6. 床材の変更	<p>Q1:家屋の老朽化により、ゆがんだ廊下の床材を取り替える住宅改修は給付の対象となりますか。</p>	<p>老朽化や物理的、科学的な摩耗、消耗が理由である場合は給付の対象とはなりません。</p>
	<p>Q2:通路面の材料の変更としては、どのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として給付の対象となりますか。</p>	<p>例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。ただし、タイル・レンガについては、滑りにくいことがカタログ等で確認でき、路盤を平滑にできるものに限りです。また、これらの工事に伴う路盤の整備は付帯工事として給付の対象となります。</p>

	Q3:階段にノンスリップや滑り止めのゴムを付けたりカーペットを貼り付けたりする場合は給付の対象となりますか。	床材の変更として給付の対象となります。ただし、カーペットを置くだけであれば対象となりません。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いと躓き、転落したりする危険性もありますので、工事に当たっては十分に注意が必要です。
	Q4:車いすの通行等により傷んだ廊下の床材を取り替える住宅改修は給付の対象となりますか。	老朽化や物理的、科学的な摩耗、消耗が理由である場合は給付の対象とはなりません。
	Q5:工事や取り付け作業を要さない床に置くだけの滑り止め用床材は給付の対象となりますか。	床に置くだけなら給付の対象外であるが、設置のために接着等の工事を伴うものであれば対象となる。ただし、浴室の滑り止めマットのように、本来置くだけのものを接着剤にて固定したとしても対象とはなりません。
	Q6:要介護者の意向によりフロアから畳へ床材を変更する場合は給付の対象となりますか。	従来は、床材を「滑りにくいもの」への変更を想定していたため、畳への変更は給付の対象とはなりませんでしたが、平成 29 年 7 月開催の全国介護保険担当課長会議において、利用者の身体的な状況や住宅の状況等を勘案して畳床への変更が必要であると認めるに足る理由がある場合は、「転倒時の衝撃緩和機能」を有した畳床への変更を給付の対象として認めることができることとされたため、桑名市においても、真に正当な理由がある場合のみ給付の対象とします。その際、「衝撃緩和機能」を有することがわかるカタログ等を必ず添付してください。 また、衝撃緩和機能付き畳床に変更することで新たに発生する段差等がある場合は、改修工事全体を給付の対象外とします。
	Q7:滑りにくい床材への変更にあたり、滑り止めマットや、滑り止め塗料等は給付の対象となるか？	屋内屋外に問わず、置くだけの滑り止めマットは給付の対象外であるが、両面テープ等でしっかり固定し、容易にはがせない状態の滑り止めマットや、滑り止めテープ、滑り止め塗料の施工は保険給付の対象とする。ただし、経年劣化による取替えや張替え、塗り替えは給付の対象外とするため、施工方法や施工内容について、長期的に検討した上での施工してください。 また、施工の際は、「介護保険の対象として認められている商品」であることを示すため、カタログの写しを添付してください。
7. 便器の取替え	Q1:既存の和式トイレは残したまま、居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置する場合は、給付対象となりますか？	既設トイレを改修する場合のみ給付の対象となり、新たにトイレを設置する場合は給付の対象とはなりません。

<p>Q2:既存の洋式便器の便座を洗浄機能付の便座に取り替えた場合、住宅改修費の給付対象となりますか？</p>	<p>単に洗浄機能を目的とした便座の取替えは対象外となりますが、和式便器を洗浄機能付洋式便器に取替えた場合は対象となります(※この場合の当該便器の電源を確保する電気工事は付帯工事として認められません。)</p>
<p>Q3:便器の取替えに伴う給排水管工事は、住宅改修費の給付対象となりますか？</p>	<p>トイレ内の給排水管の長さや位置の変更は対象となりますが、非水洗を水洗化する場合は、給排水管工事は全て対象外となります。</p>
<p>Q4:和式便器から洋式便器に改修する際、工期がかかるため仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置に係る費用は、住宅改修費の給付対象となりますか？</p>	<p>付帯して必要になる住宅改修は、便器の取替えに伴う給排水設備工事及び床材の変更となっており、仮設トイレの設置費用は対象となりません。</p>
<p>Q5:身体状況に適應するように現に使用している洋式トイレの向きを変える工事は、住宅改修の対象となりますか？</p>	<p>「洋式便器等への便器の取替え」として住宅改修の対象となります。</p>
<p>Q6:トイレ内に段差がある自動車式便器を洋式便器に変更する際、必要になる段差の撤去は、便器の変更の付帯工事となりますか？</p>	<p>単に洋式便器設置の支障になる場合は、便器の取替えの付帯工事となります。身体状況から段差を昇降することに支障がある場合は、段差解消になります。</p>
<p>Q7:リウマチ等で膝が十分に曲がらなかつたり、便器から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取り替えとして給付の対象となりますか。</p> <p>①洋式便器をかさ上げする工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合</p>	<p>①は給付の対象となります。 ②は、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば給付の対象とはなりません。質問のように当該要介護(支援)者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば給付の対象となります。 ③については、住宅改修ではなく、腰掛便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)として特定福祉用具購入費の対象となります。</p>
<p>Q8:男性用・女性用それぞれの個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁を撤去する工事費用については付帯工事となりますか？</p>	<p>便器の取り替えに伴う仕切壁の撤去は付帯工事として対象となります。なお、単に壁を撤去するというだけでは付帯工事の対象にはなりません。</p>
<p>Q9:既設の和式トイレを取り壊し、利用者の居室近くに新たに洋式トイレを設置する場合は給付の対象となりますか？</p>	<p>桑名市では、別の場所に新規に設置するトイレに関しては給付の対象とはしていません。</p>

	<p>Q10:和式便器から洋式便器に取り替える工事に伴い、車いすに対応する目的で既存の便所を拡張する必要がある場合、便所の拡張に伴う工事給付の対象となりますか?</p>	<p>原則として、拡張工事(扉の変更に伴う間口の拡張工事は除く)は給付の対象とはなりません。床面積の増える拡張工事は、原則、自己負担とります。 ただし、既存の便器の取替え、床材の変更、それに伴う段差解消工事等は給付の対象となる場合もありますので、市に相談してください。</p>
	<p>Q11:車いすの要介護(支援)者が、現在の洗面台では車いすがつかえてしまい、顔を洗うのに不自由なため、車いすでも利用しやすい洗面台に取り替えたいとのことですが、給付の対象となりますか。</p>	<p>住宅改修の項目にないため、給付の対象とはなりません。</p>
	<p>Q12:押入れ部分を洋式トイレに変更する工事は保険給付の対象となるか?</p>	<p>もともとない所へのトイレの「新設」工事となるため、保険給付の対象外です。</p>
	<p>Q13:和式トイレにスワレットを設置する工事は保険給付の対象となるか?</p>	<p>スワレットが給水工事を伴うこと、固定工事を必要とすることから、保険給付の対象とする。</p>
<p>8.見積書について</p>	<p>Q1:住宅改修工事に、見積はどのようにとればいいですか?</p>	<p>1社だけでなく、可能な限り、最低2~3社に見積りを依頼し、価格を比較検討したうえで業者を選定してください。 (※この際の見積作成料は給付の対象外です。) 住宅改修費は支給限度額が20万円という限られた保険給付です。保険給付の範囲内で効率的な改修ができるように、希望の改修内容に見合った適正な金額で契約するように心がけてください。 事前申請の際、工事内容と照らし合わせ、明らかに高額である場合は、施工業者決定の経緯を問い合わせる場合があります。</p>
	<p>Q2:見積書や領収書の宛名や工事名称、但し書はどのように記載すればいいですか?</p>	<p>見積書や領収書は以下の様に記載してください。 <償還払い方式> 宛 名:被保険者名 工事名称:介護保険住宅改修工事 但 し 書:〇〇手すり取り付け、〇〇段差解消等 (工事内容を記載) <受領委任払い方式> 「宛名」と「工事名称」は償還払い方式と同様とし、但し書を『介護保険住宅改修工事 〇〇手すり取り付け(工事内容を記載)改修工事費用総額△△△円のうちの自己負担相当分』としてください。</p>

<p>Q3:見積書の明細はどのように記載すればいいですか？</p>	<p>提出する見積書は、使用する材料の数量や単価を、改修箇所毎に記載し、「一式」の記載は不可とします。</p> <p>また、介護保険外の工事がある場合は、内訳等で全体工事のうち、介護保険相当分がわかるように記載してください。この場合、請求書にも、全体工事費における介護保険相当分がわかるように記載してください。</p>
<p>Q4:住宅改修工事に、平面図を添付する必要性は？</p>	<p>平面図を添付することで、被保険者の在宅での生活導線が明確となり、抱えている問題点や工事箇所を一目で示すことができるため、申請時に添付を求めています。</p> <p>なお、作成する平面図は、日常の生活導線がよくわかるように、家全体の間取り図がわかるように作成してください。また、平面図はあくまでも生活導線上の問題点の洗い出しが目的のため、被保険者や家族からの聞き取りの範囲で作成してもらって構いません。市は、平面図の作成のために屋内の不要な箇所への出入りを推奨しているわけではありません。</p>
<p>Q5:見積書は、参考例と全く同じでなければいけないのか？</p>	<p>参考例はあくまでも例であり、以下の点が満たされていれば様式は問いません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事名が「介護保険住宅改修工事」であるか ② 被保険者氏名と住所が記載されているか ③ 住宅改修の箇所ごとに金額が積算されているか ④ 工事の施工箇所が但し書や摘要に書いてあるか ⑤ 保険給付対象工事とそれ以外で金額が明確になっているか
<p>Q6:ユニットバスへの取替えにより床材の変更や段差解消工事を行う場合、見積書の記載はどのようにしたらいいのか？ また、支払を分割にした場合はどのような取り扱いになるのか？</p>	<p>現在の浴室に段差があったり、滑りやすい床であるため、お風呂全体をユニットバスに取り替えることで段差を解消したり床材を変更する場合は、その部分のみが保険給付の対象となります。その部分の材料費や施工費が明確に算出できる場合はその金額を、明確に算出できない場合は全体施工面積から該当の施工箇所の面積を算出し、合計額を按分することで経費を算出する等し、保険給付対象工事にかかる費用は必ず明確にしてください。</p> <p>また、提出する見積書には、全体施工金額における介護保険相当分を明記し、明細において、保険給付対象分と対象外の部分を分けて計上してください。</p> <p>支払が分割になる場合、すべての工事代金を払い終わった段階で償還払いの対象となります。完成の提出はそれまでお待ちください。</p>

	Q7：ユニットバスに取り替え 際、取り付ける手すりは、どこ までが保険給付の対象となる のか？	お風呂の老朽化によりユニットバスへ取り替える場合、既存の手すりと同じ個所に同じような手すりを取りつける場合は、「老朽化による手すりの取替え」にあたるため、保険給付の対象外とします。 既存の手すりがあった場所と違う箇所に取り付ける場合のみ保険給付の対象とします。その際は、改修前の浴室の写真に、改修後の手すりの位置を記載した写真を添付してください。
9. 受領 委任払い 方式につ いて	Q1：誰でも受領委任払い方式 利用できますか？	介護保険新規申請中の方や、退院・退所の見込がわからない方、給付制限中の人や介護保険料に未納のある方、生活保護受給者、転入予定の方等は対象外です。詳細は申請前に介護高齢課で確認してください。
	Q2:住宅改修施工業者は、どの 業者を選んでも受領委任払い 方式を利用できますか？	受領委任払い方式が利用できる施工業者は、どの事業者でも利用できますが、事前申請の際、施工業者は「介護保険居宅介護（予防）受領委任払いに係る誓約書」を提出する必要があります。
	Q3：受領委任払い方式を利用 する際の給付申請書は、従来 の償還払い方式のものとは 違いはありますか？	受領委任払い方式を選択した場合、従来の償還払い方式の申請書と違う様式は以下の申請書と請求書です。この2点以外は償還払い方式と同じ様式をご利用ください。 ①介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書兼承諾書(受領委任払専用)※裏面が事業者が提出する必要がある「介護保険居宅介護（予防）受領委任払いに係る誓約書」となっています。 ②介護保険給付費請求書兼委任状（受領委任払専用）
	Q4：受領委任払い方式にお ける自己負担相当分の領収書 の記載方法について教えて ください。	事前申請時にお渡しする「改修事前申請受付内確認表」に記載のある金額を被保険者から徴収し、領収書を発行してください。ただし、改修費用総額に変更が生じた場合はこの限りではありません。 また、領収書の但し書に忘れずに改修費用総額を記入してください。

住宅改修事前申請受付内容確認表

被保険者番号

氏名

以下のチェック項目を必ず確認してください。

- 償還払い方式ですか？ 受領委任払い方式ですか？
- 支給申請書は、上記の申請方式による申請書を使用していますか？**
 - 償還払い用の申請書である 受領委任払い用の申請書である
- 受領委任払い方式の場合、裏面の「誓約書」の記載はありますか？
- 申請書に記入漏れ（改修費用と工事期間を除く）はありませんか？
- 理由書には、改修にあたり、正当な理由がかかれていますか？
- 所有者が同居の親族でない場合、所有者の承諾の欄に記入はありますか？
- 添付の見積書の宛名は、被保険者本人の名前ですか？
- 添付の見積書の工事名称は、介護保険住宅改修工事となっていますか？
- 添付の見積書の但し書や摘要欄等には、工事場所や内容が明記されていますか？
- 添付の見積額のうち、介護保険外の工事は含まれていますか？ いいえ
 介護保険相当分の金額の記載はありますか？ ある ない
- 添付の見積額は、他社と比較検討した上での適切な金額ですか？
- 改修内容は、介護保険住宅改修の対象工事ですか？
- 添付の写真に①被保険者名 介護保険住宅改修工事②工事個所③撮影日は写っていますか？
- 添付の写真には、工事個所を適切に写していますか？
- 添付の資料に、平面図はついていますか？
- 被保険者は、現在、要介護申請中ですか？（該当箇所には○をつけてください）
 - ・新規申請中 ・区分変更中 ・更新申請中

担当ケアマネジャー 氏名

【申請にあたっての注意事項（必ず確認してください）】

- (1) この確認表は、実際の給付を確約するものではありません。
 実際の工事内容、結果、実績等により保険給付が受けられない場合があります。
- (2) 支給申請の際は、この確認表も添付してください。
- (3) 新規申請中・区分変更中の場合は、結果が出てから支給申請してください。
- (4) 入院中・入所中の場合は、退院・退所後に支給申請してください。

【市役所記入欄】

受付者

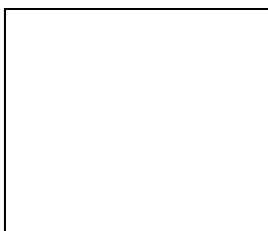
有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

住宅改修残額 円

負担割合 1割 2割 3割 介護度（ ）

受付印

↓改修費用や負担割合に変更があった場合は額が変更となります。



受領委任払いの場合の自己負担額（予定）
 （ 円）

 受領委任払いの場合の保険給付額（予定）
 （ 円）

 改修工事総額（ 円）

※自己負担額の端数は被保険者の負担となります

桑名市役所 介護高齢課
電話 24-1170

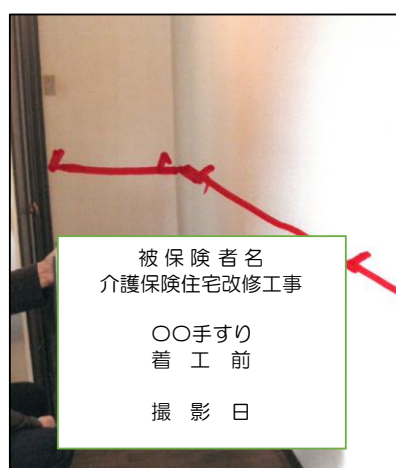
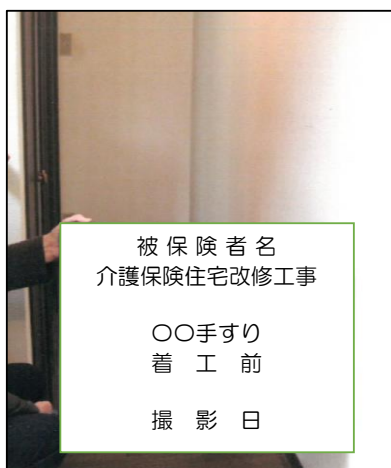
注：領収前に必ず負担割合に変更がないか負担割合証で確認してください。

御見積書				
被保険者名		2020年5月16日		
下記のレキバ目録に於て				
件名	介護保険住宅改修工事	工事場所	桑名市〇〇	施工業者名 ㊞
御見積金額		¥113,108 -		
摘要	数量	単価	金額	備考
① 手すり取付工事	1	16,050	16,050	アプローチ階段
② 手すり取付工事	1	13,825	13,825	アプローチ階段
③ 手すり取付工事	1	60,025	60,025	アプローチ階段
④ 手すり取付工事	1	10,900	10,900	玄関
⑤ 手すり取付工事	1	8,700	8,700	廊下
			金額調整	-6,675
			小計	102,825 /
			消費税	10,283
			合計	113,108

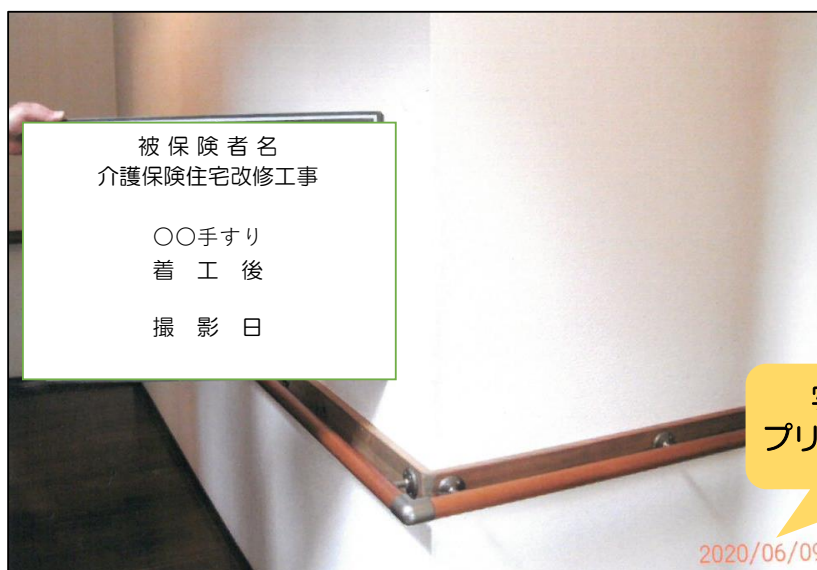
↑
改修箇所ごとに金額
がわかるように記載

← 見積書記載例

(注)
・見積書明細に附番する番号は、撮影する写真にも記入し、どの部分の改修にくらかり、どのように改修するのか、わかりやすく添付してください。



(注)
・写真は改修箇所がよくわかるように撮影する
・改修後の様子もわかるように添付する
・工事写真帳アプリ「蔵衛門」を使用しての写真も可とする



写真に日付のみの
プリントは不可とします。

添付の写真には、必ず「被保険者氏名」「介護保険住宅改修工事」「改修箇所」「撮影日」が写っている写真を提出してください。

＜住宅改修に関する問い合わせ先＞

介護高齢課 管理・認定審査係

0594-24-1170

令和6年 4月（改版）